

準確定申告を行います ※4ヶ月以内

【準確定申告とは】

- ・亡くなられた方の所得税の申告と納税を相続の開始があったことを知った日の翌日から **4ヶ月以内** に行う事をいいます。

【通常の所得税の申告期限】

- ・1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額に対しての税額を計算し翌年の2月16日～3月15日に申告と納税を行います。

【準確定申告で気を付ける事】

- ・1月1日から3月15日までの間にお亡くなりになった場合
 - …亡くなられた方が前年分の所得税の申告をされていない可能性があります。
 - その場合、亡くなられた方の「前年分」と「本年分」の所得税の申告と納税を行わなければなりません。
 - その際の期限は、「前年分」と「本年分」ともに相続の開始があったことを知った日の翌日から **4か月以内** です。
- ・相続人が2名以上いらっしゃる場合
 - …他の相続人の氏名を付記して提出した場合（基本的には、相続人全員が署名をして準確定申告書を提出）
 - この場合、準確定申告書を提出した方は、他の相続人へ準確定申告で申告した内容を通知しなければなりません。
- ・準確定申告を行う際の所得控除の適用について
 - …亡くなられた方の所得控除ですので、亡くなられた方を基準に考える必要があります。
 - 医療費控除の対象は、亡くなった日までに亡くなられた方がお支払いになった医療費
 - 社会保険料、生命保険料、地震保険料控除等の対象は、亡くなった日までに亡くなられた方がお支払いした金額
 - 配偶者控除や扶養控除等は、亡くなった日の状況により判定されます

【申告先】

- ・被相続人の死亡当時の納税地の税務署で申告を行う事になります。

※詳細は、国税庁のホームページをご参照下さい。

Webページのタイトル	No. 2022 納税者が死亡したときの確定申告(準確定申告) 所得税 国税庁
アドレス (URL)	http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2022.htm
ページを確認した日	平成24年8月24日